

総合センターの  
今後のあり方について

平成25年7月

## 目 次

### 総合センターの今後のあり方について（まとめ）

- |  |   |
|--|---|
| 1 総 論  | 1 |
| (1) 地区施設等の総合センターへの集約   |   |
| (2) 総合センターの管理運営体制の見直し<br>[指定管理者制度導入のスケジュール]  |   |
| (3) 新・総合センターの設置目的・名称・事業等について<br>[新・総合センターの設置目的]<br>[新・総合センターの名称及び愛称]<br>[新・総合センターの事業]<br>[施設の使用料について]<br>[開館時間と休館日について]<br>[指定管理者に行わせる業務]<br>[各地区人権啓発推進委員会、各地域人権教育啓発促進委員会] |   |
| (4) その他  |   |
| 2 地域ごとの施設の集約化に向けた基本方向  | 5 |
| (1) 上ノ島  |   |
| (2) 神崎   |   |
| (3) 水堂   |   |
| (4) 今北   |   |
| (5) 南武庫之荘  |   |
| (6) 塚口   |   |
| (7) 戸ノ内  |   |

## 総合センターの今後のあり方について（まとめ）

### 1 総 論

本市においては、同和問題解決のために、各地域において、総合センター、旧青少年会館、旧老人福祉センター分館等の地区施設等を整備し、地域住民の福祉の向上及び住民相互の交流の促進を図るための事業を実施してきた。

「総合センター」という名称については、昭和45年1月の「尼崎市同和対策審議会答申」における「環境改善・福祉保健・産業振興・就労・教育など、各関係機関の総合施設とする」との文言を受け、住民サービスを総合的に行う施設として、昭和46年に名称を統一したものである。

平成13年12月の「尼崎市同和対策審議会答申」において、地区施設等の今後のあり方の方向性として「総合センターへの機能統合」が示される中で、地区施設等の機能統合を行うとともに、厳しい財政状況の下で進めてきた行財政改革の取組により運営の効率化を図ってきたところであり、今後とも、効率的な事業展開を図っていく必要がある。

一方、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた取組については、継続して実施する必要がある。新・総合計画においては、ありたいまちの施策の1つに「人権尊重」を挙げこれらの課題の解決に向け、住民一人ひとりの人権尊重意識の向上の取組を進めることとしている。

さらに、本市が現在進めている「公共施設の最適化に向けた取組」の考え方においても、総合センターについては、施設の集約化を図るとともに、管理運営体制の見直しについても進めていくとの方向性が示されているところである。

このような状況を踏まえて、今後の総合センターについては、現状としては6総合センターを維持する中で、全市的、総合的な市民の人権啓発意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設として、発展・展開を図るとともに、社会福祉法に規定する「隣保館」的事業もできる尼崎市独自の施設として、市条例等で位置付け、更に充実する方向で検討する。

また、ここに示す「総合センターの今後のあり方」については方向性であり、具体的な見直しについては、今後、総合センター運営審議会及び市民の意見を聞きながら進めることとする。

#### (1) 地区施設等の総合センターへの集約

各地域における旧青少年会館、旧老人福祉センター分館等の地区施設等については、それぞれ1館体制に集約化を図る。

具体的には、後述のとおり上ノ島地域、南武庫之荘地域、神崎地域の地区施設等については、現在実施している集約化を計画どおり進める。

水堂地域、今北地域については、それぞれの施設配置や利用状況等の特性及び地

域ごとの事情も考慮しながら具体化し、1館体制に集約化を図る。

また、塚口地域については、現総合センター及び旧青少年会館が同一の敷地内にあり一体的に機能する施設であることから、1館とみなす。

## **(2) 総合センターの管理運営体制の見直し**

総合センターの管理運営体制については、総合センターを市民の人権啓発意識の普及高揚を図るためのコミュニティ施設とするために、平成27年度を目途として、指定管理者制度導入に取り組むを進めることとし、このことによって、総合センターの管理運営について民間活力を導入し、目的に合致した効果的な事業実施及び管理運営経費の効率化を図る。

指定管理者の選定を公募とすることで、より多様な民間のノウハウを持った指定管理者の参入を期待するとともに、地域のニーズを反映した事業の実施を公募条件とすることにより、総合センターを地域社会全体の中で市民の人権啓発意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設とする。

なお、短期間で指定管理者が交代した場合、取り組む事業の定着やノウハウの蓄積を妨げるおそれがあるため、5年間の指定管理期間を設定し、安定した管理運営を図ると共に、その期間中に、点検、評価を行い検証する。

### **[指定管理者制度導入のスケジュール]**

- ① 総合センターの現状の整理 (23年度)
- ② 総合センターの将来像の検討 (23年度～24年度)
- ③ 地元(尼連協・各支部等)との調整 (23年度～25年度)
- ④ 総合センター運営審議会での論議 (24年度～25年度)
- ⑤ 受け皿となる法人・団体等の検討 (24年度～25年度)
- ⑥ 総合センター条例・規則改正、指定管理者決定に係る報告 (25・26年度)
- ⑦ 指定管理者公募に係る事業方針決定 (24年度～25年度)
- ⑧ 指定管理者公募に係る仕様書等作成 (25年度)
- ⑨ 指定管理者の公募・選定・決定 (25年度～26年度)
- ⑩ 総合センターの指定管理開始 (27年度～)

## **(3) 新・総合センターの設置目的・名称・事業等について**

### **[新・総合センターの設置目的]**

地域社会全体の中で市民の人権啓発意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設として設置する。

※ 指定管理者制度導入を謳う条例改正時、設置目的の変更も行う。

### **[新・総合センターの名称及び愛称]**

新・総合センターの設置目的に相応しい名称及び愛称を地域とともに検討する。

※ 人権文化センター、人権コミュニティセンター、人権ふれあいセンター等

### **[新・総合センターの事業]**

① 人権啓発・広報活動事業に関すること。

② 住民相互の交流促進に関すること。

③ 人権相談に関すること。

④ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

※ 共通して実施すべき事業項目は次のとおりとし、従前の事業をリニューアルし、地域のニーズや実情に沿った事業展開を行うものとする。

① 人権啓発・広報活動事業

ア 人権啓発紙の発行及び配布

イ 新・総合センターだよりの発行及び配布

ウ 各種人権教育・啓発講演会

エ 人権週間における街頭啓発

オ その他人権尊重意識の普及高揚を図るための事業

② 住民相互の交流促進事業

ア 一般対象事業

イ 高齢者対象事業

ウ 青少年対象事業

エ 世代間交流事業

オ 伝統芸能・文化事業

カ その他地域住民相互の交流促進を図り、開かれたコミュニティ施設としての役割を担う事業

③ 人権相談にかかる業務

※ 指定管理者は、新・総合センターの設置目的に沿った自主事業を実施することができるものとする。

なお、受講料を徴収する場合は、講師謝礼、教材費及び事務費などの経費を総合的に勘案し、参加者に過度の負担とならないようにすること。

### **[施設の使用料について]**

原則有料とする。

指定管理者等(各地区人権啓発推進委員会及び各地域人権教育啓発促進委員会

を含む。) 以外の者が実施する事業で設置目的に沿ったものについては使用料の減免規定を設ける。

#### **[開館時間と休館日について]**

- ① 開館時間は午前 9 時～午後 9 時
- ② 休館日
  - ア 休館日は任意の週 2 日 (ただし、土曜日は開館日とする)
  - イ 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日
  - ウ 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

#### **[指定管理者に行わせる業務]**

- ① 新・総合センターの事業の実施に関すること (自主事業を含む)
- ② 施設の利用許可、その取り消しその他新・総合センターの利用に関すること
- ③ 使用料等の徴収、減免及び還付に関すること
- ④ 新・総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること
- ⑤ その他市長が必要と認める業務

#### **[各地区人権啓発推進委員会、各地域人権教育啓発促進委員会]**

- ① 各地区人権啓発推進委員会  
全市を対象区域として人権啓発事業を実施できるよう、中央・園田地区に人権啓発推進委員会の事務局を新たに設置するとともに、立花・大庄地区において地区全体をカバーできるよう人権啓発推進委員会の活動範囲の拡充を図る。  
※ 現行では神崎 (小田地区人権問題啓発推進委員会)、南武庫之荘 (武庫地区人権啓発推進委員会) が地区全体をカバーしている。
- ② 各地域人権教育啓発促進委員会  
これまでの歴史的な経緯経過も踏まえ引き続き、旧同和地区を中心として地域に密着し、共に本市人権啓発事業を担い、また、市の補助対象として活動を実施していることから、総合センターの施設内に事務局を置くことを許可し、使用料は全額免除とする。

#### **(4) その他**

戸ノ内 (園田東会館・戸ノ内会館) については、他の総合センターに準じて見直しを進めていく。

## 2 地域ごとの施設の集約化に向けた基本方向

### (1) 上ノ島

上ノ島総合センターについては、各地区施設が分散して配置していること及び利用状況等を踏まえて、高齢者から子どもまでの幅広い層を視野に入れた人権が尊重される地域コミュニティづくりの拠点機能の充実を図るため、平成22年度から平成27年度にかけて施設の集約化を図っているところであり、現事業を継続して行い、平成28年度に1館体制とする。

#### [見直し内容]

- ① 総合センターの1階（現上ノ島保育所）に旧青少年会館（のびのび館）、老人分館（いきいき館）の機能を移転集約する。
- ② 保育所は、総合センターの南側隣地を市が購入し、民間社会福祉法人により、新たに保育園を建設する。
- ③ 旧青少年会館、老人分館は集約に伴って、それぞれ売却する。
- ④ 公園用地についても売却する。

#### [スケジュール]

22年度：地元・保護者への説明、保育所条例の改正

23年度：

- ① 総合センター2階部分の整備
- ② 市営住宅駐車場の移転（調整済み）

24年度：

- ① 保育所条例の改正
- ② 旧青少年会館（のびのび館）の売却

25年度以降：

#### [保育所関係]

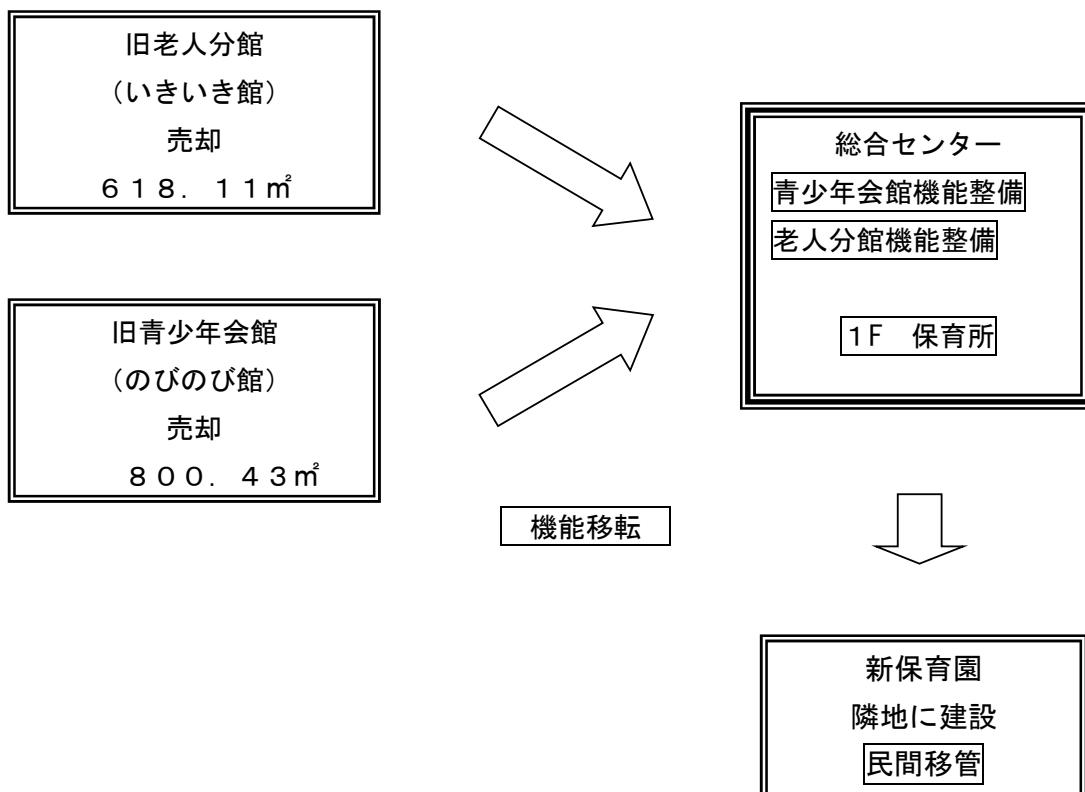
- ① 保育所隣地の土地の購入
- ② 保育所民間移管にかかる社会福祉法人の募集・決定
- ③ 新保育所の建設
- ④ 新保育所の開園

#### [総合センター関係]

- ① 総合センター1階部分の整備、老人分館（いきいき館）の総合センター1階への機能移転
- ② 老人分館（いきいき館）・公園用地の売却

<参考> 見直しイメージ図

上ノ島





## (2) 神崎

神崎総合センターについては、平成20年度から老人分館は閉館し、神崎総合センターの2階教室1、2を和室化し、老人分館機能を総合センター内に移転した。(老人分館跡地については平成23年5月に売却済み。)

旧青少年会館(以下「総合センター分館」という。)は、スマイルひろば地域推進委員会が県事業である県民交流広場事業としての利用を申請し認められたことから、平成19年10月から「スマイルひろば」事業と位置付け、総合センター分館の1階奥の集会室(104㎡)をその拠点としている。

また、神崎地域については、これらの地区施設のほか市営神崎団地の遊休地等多くの公共施設や市有地が点在している。これらについては、これまでそれぞれの所管において地元と協議を行い、見直しを進めてきたところであるが、今後は、より一層ファシリティマネジメントの視点に立ち、関係課が連携して地域全体の施設の見直しを行い、集約化と効率化を図るとともに、人権啓発とコミュニティを推進し、公有財産の有効活用を行うものである。

### [見直し内容]

- ① 市営神崎団地専用駐車場を市営神崎団地南側の遊休地南側(2,549㎡)及び遊休地北側(1,227㎡)に移転する。
- ② 総合センター分館北側の民間駐車場(約350㎡程度)をゆうゆう農園(1,110㎡)の一部と換地し、総合センター分館を拡張し樋尻公園との一体的な利用を可能とする。
- ③ 総合センター分館を新総合センターとして、コミュニティ機能を付加するため、教室棟及び来館者用の駐車場を整備するとともに、総合センター分館についてバリアフリー、空調整備工事等を実施する。

併せて、現神崎総合センターは、普通財産に変更の上、現駐車場と共に(1,432㎡)売却する(売却後買主において解体撤去する。)

また、隣保館整備事業費補助金の対象施設とするため、総合センターの設置及び管理に関する条例(以下「総合センター条例」という。)を改正し、総合センターを総合センター分館に移転し行政財産と位置づける。

- ④ 現市営神崎団地専用駐車場(2,292㎡)は売却する。
- ⑤ ゆうゆう農園は廃止し、残部分は売却する。

### [スケジュール]

23年度:

- ① 地元関係団体等に説明し理解を得る。

24年度:

- ① 総合センター分館北側の民間駐車場をゆうゆう農園の西側部分との換地手

続きを進める。

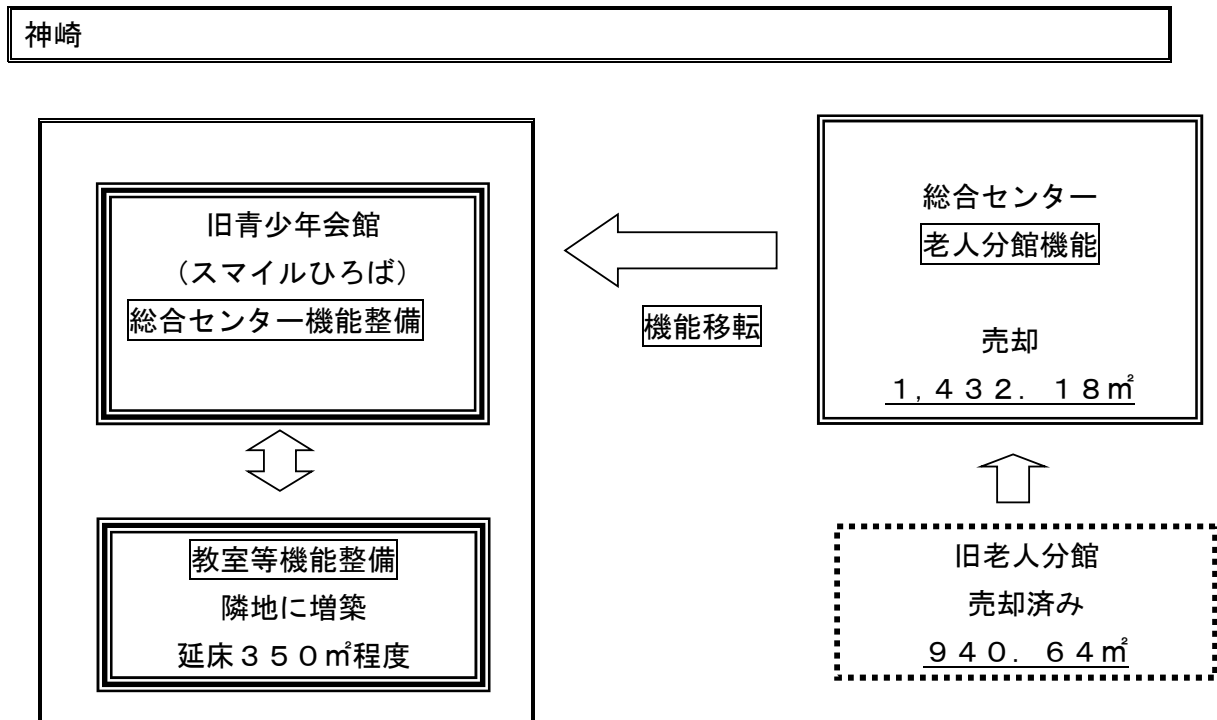
25年度：

- ① 総合センター分館の北側に設置する教室棟及び現スマイルひろばの実施設計を実施する。
- ② 総合センター分館北側の民間駐車場をゆうゆう農園の西側部分との換地により取得する。
- ③ 総合センター条例を改正し、総合センター分館を行政財産に変更し、神崎総合センターと位置づける。
- ④ 神崎団地専用駐車場を移転整備する。

26年度：

- ① 現総合センター分館の北側に教室棟の増築工事を実施する。併せて、来館者用の駐車場を整備するとともに、樋尻公園との一体的な利用を可能とする。
- ② 現総合センター分館の整備工事を実施する。
- ③ 現神崎総合センターを建物付きで駐車場と共に売却する(売却後買主において解体撤去する。)
- ④ 現神崎団地専用駐車場を売却する。
- ⑤ ゆうゆう農園の東側部分を廃止売却する。

### <参考> 見直しイメージ図



### (3) 水堂

水堂総合センターについては、平成20年度から旧老人分館は閉館し、平成20年度に解体撤去工事を行い、平成21年8月に売却済みである。

今後の方向性としては、総合センターの老朽化や水堂保育所の民間移管と考え合わせる中で、1館体制への機能統合を図っていく必要がある。

### (4) 今北

今北総合センターについては、旧老人分館と旧青少年会館が同一建物の1階と2階にあり、総合センターに隣接している。

旧青少年会館については、平成20年12月・21年12月に公募手続きを行ったが、応募団体は無かったことから、平成22年度からは休館扱いとして、その部分に係る施設維持管理経費の削減を行っている。

老人分館については、平成22年10月から西立花さわやか県民交流広場委員会が県事業である県民交流広場事業としての利用を申請し認められたことから、高齢者の居場所づくりと世代間の交流推進を目的とした「西立花さわやか県民交流広場」事業と位置付け、県助成金により1階の和室(45.65㎡)に足湯新設工事等を施工し、現在、同団体に使用許可を与えている。

今後、今北保育所の民間移管、市営東今北改良住宅のグラウンド(動的広場)・れいめい湯跡地を含めた全体のゾーニングを考える中で、1館体制への機能統合を図っていく必要がある。

## (5) 南武庫之荘

南武庫之荘総合センターについては、旧青少年会館が総合センターの2階にあり、旧老人分館は総合センターに隣接している。

平成23年度に旧老人分館の利用者及び地元への説明を行う中で、老人分館の機能移転の実施について次のとおり進めていくこととなったものであり、現見直しを実施することにより施設の集約化を図るとともに、総合センター及び旧青少年会館が一つの建物の中にあることから1館体制と位置づける。

### [見直し内容]

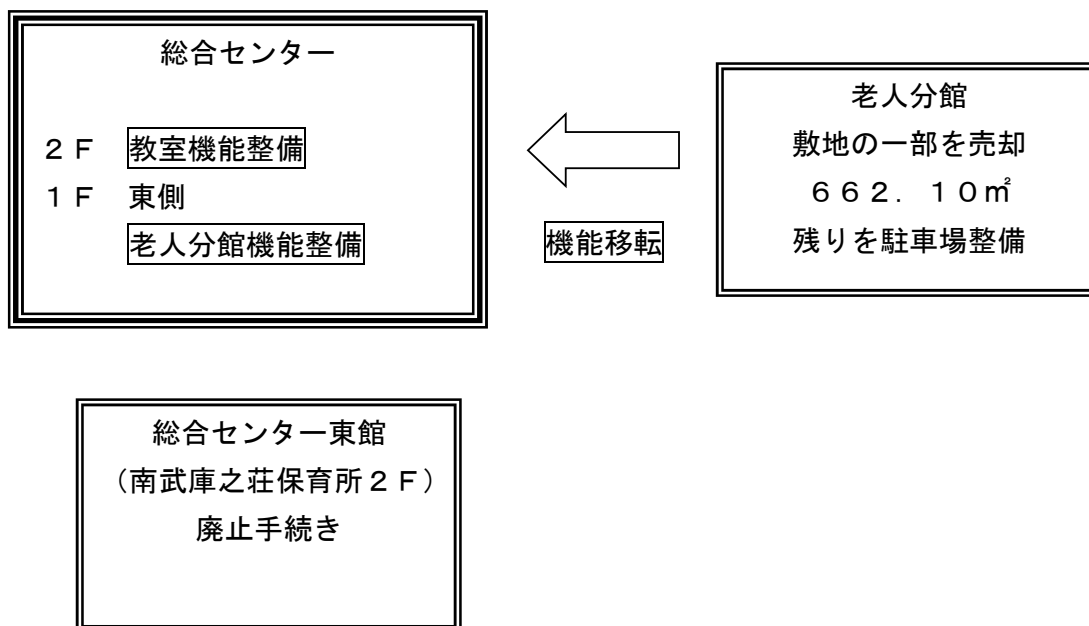
- ① 総合センター1階・東側部分を、バリアフリー機能を備えた新しい居場所として、老人分館の移転整備を含むリニューアル工事を実施する。
- ② 現在の老人分館を、総合センターへの移転集約に伴って売却する（売却後買主において解体撤去を行う。）。
- ③ 総合センターの駐車場を整備する。

### [スケジュール]

- 23年度：利用者への説明、地元への説明
- 24年度：総合センター東側部分のバリアフリー化・老人分館機能工事、  
総合センター全館のリニューアル工事の実施  
老人分館の総合センターへの移転
- 25年度：総合センターの駐車場整備  
老人分館の土地売却

<参考> 見直しイメージ図

南武庫之荘



## (6) 塚口

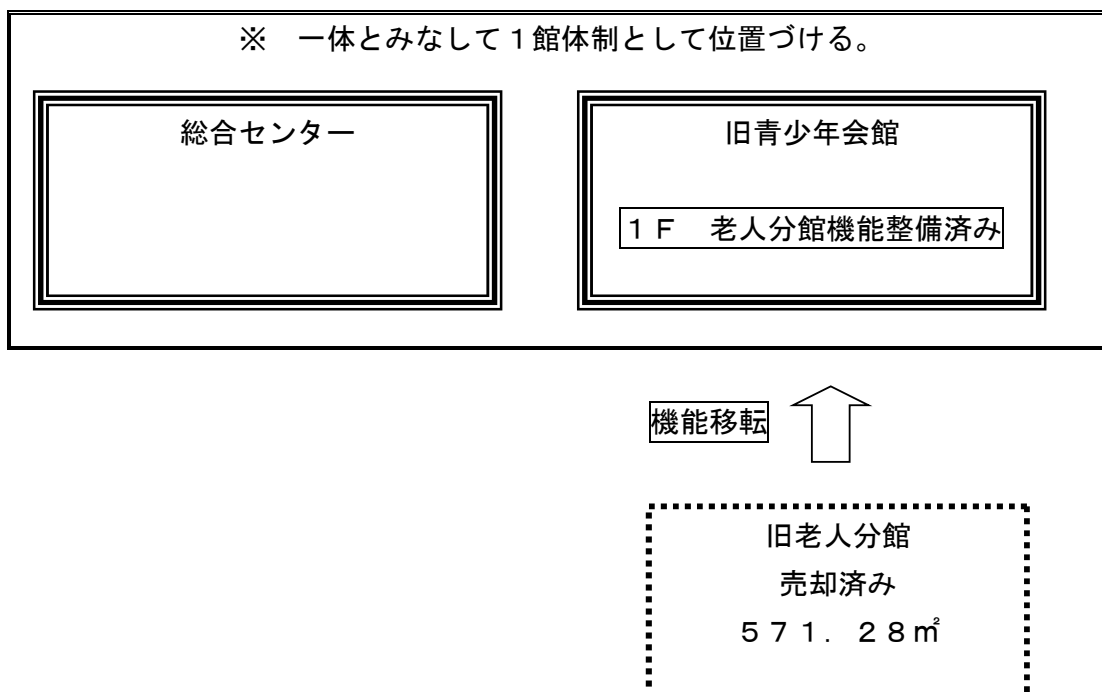
塚口総合センターについては、旧青少年会館は総合センターの同一敷地内に建っているが、旧老人分館は総合センターから離れた場所にあった。

旧老人分館については、塚口地域の中心部に近いこともあり、利用者の愛着には強いものがあつたが、総合センターから離れていることや施設規模を勘案する中、平成21年度に総合センター内に旧老人分館機能を移転整備し、旧老人分館は廃止・売却し、旧青少年会館を総合センターと一体的に機能するよう整備を実施した。

塚口総合センターについては、総合センター及び老人分館が一つの敷地の中であり一体的な施設であることから、これを1館体制と位置づけていく。

### <参考図> 見直しイメージ図

塚口



## (7) 戸ノ内

戸ノ内（園田東会館・戸ノ内会館）については、他の総合センターに準じて見直しを進めていく。